

令和4年度島根県の新規就農者に対する相談・体験から研修・就農までの主な支援策

国補助事業

県補助事業

〔 相談・体験 〕

〔 研修 〕

目標60人以上/年

〔 就農 〕

＜就業相談＞

- 就業相談員（相談会、オンライン相談）
- オンライン産地ツアー
産地の概要や就業支援策等をオンラインで気軽に情報収集ができるツアー
- 就業相談ミニツアー（※県外在住者対象）
就業者を募集する県内産地で、実際に農業体験ができる2泊3日程度のツアー
- 県内就業相談会
主に県内在住者を対象とし、産地の担当者と直接相談ができる相談会

＜短期体験＞

- しまね農業体験プログラム【農業公社】
県内産地で実際に数日程度の農作業体験を行う場合に、宿泊費、受入農家への謝金を助成

＜長期体験＞

- UIターンしまね産業体験事業【定住財団】
県外在住者が県内で一定期間産業体験を行う場合に、滞在経費の一部を助成
- ・期間：3カ月～1年
- ・体験者 12万円/月
- ・受入先 3万円/月
- ・親子連れ 3万円/月・世帯 等

【国】 就業準備資金

- ・県農林大学校等で研修を受ける者へ交付
- ・就業予定時49歳以下
- ・12.5万円/月 最長2年間

【県】 農業人材投資事業＜準備型＞

- ・県農林大学校等で研修を受ける者へ交付
- ・就業予定時原則50歳以上65歳未満
- ・UIターン者 12万円/月 最長1年間
- ・県内在住者 6万円/月 最長1年間

【県】 経営継承・発展等研修支援事業

- ・経営継承後の経営を発展させるための研修を支援
- ・就業予定時65歳未満
- ・定額50万円（4か月以上1年以内の研修に対し交付）

【県】 半農半X支援事業＜就業前研修経費助成＞

- ・UIターン者が行う半農半Xの農業研修を支援
- ・就業予定時65歳未満
- ・12万円/月 最長1年間

【県】 包括的就農パッケージづくり推進事業

- ・求める担い手像、農地等の農業情報と住居等の生活情報を包括して就業希望者へ提案する活動
- ・地域農業再生協議会等を支援 [補助率] 1/2以内

【県】 担い手育成協定制度

- ・農業法人等の先進経営体で研修し、将来的に独立・自営就業を目指すことができる制度
- ・研修生を受け入れる経営体に対する補助事業
自営就業志向者受入促進事業（機械等整備） 補助率1/3

【県】 水田園芸・有機農業地域研修事業

- ・水田園芸品目、有機農業の研修生が対象
- ・県農林大学校のリモート座学 × 地域の受入経営体での実習
- ・研修生を受け入れる経営体に対する補助事業
- ①自営就業志向者受入促進事業（機械等整備） 補助率1/3
- ②ハウス等整備事業（水田園芸・有機農業地域研修用ハウス整備型） 補助率1/3（市町村1/3の場合）
- ③水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業
定額 3万円/人・月

認定新規就業者等

【国】 経営開始資金

- ・認定新規就業者の就業直後の経営確立を支援
- ・就業開始時49歳以下
- ・12.5万円/月 最長3年間

【県】 農業人材投資事業＜経営開始型＞

- ・認定新規就業者の就業直後の経営確立を支援
- ・就業時50歳以上65歳未満 ・72万円/年 最長2年間

【国】 農地利用効率化等支援交付金＜ハード事業＞ [補助率] 3/10

- ・認定新規就業者等への施設整備等を支援

【国】 経営発展支援事業

- ・新たに農業経営を開始する認定新規就業者の機械・施設等の導入を支援
- ・就業時49歳以下 ・補助率3/4（国1/2、県1/4）等

【県】 自営就業開始支援事業＜ハード事業＞ [補助率] 1/3

- ・認定新規就業者等の機械等整備への支援（継承資産の改良も可）

【県】 ハウス等整備事業＜ハード事業＞ [補助率] 1/3等

- ・認定新規就業者等のハウス、牛舎等整備への支援

多様な担い手

【県】 定年等帰農者営農開始・定着支援事業

- ・担い手不在集落で営農を開始する就業者の経営定着を支援
- ・就業時65歳未満
- ・①ハード事業：補助率1/3、②ソフト事業：6万円/月 最長2年間

【県】 半農半集落営農支援事業

- ・自営農業と集落営農への参画を合わせた農業経営の確立を支援
- ・就業時50歳以上65歳未満（県内在住者）
- ・6万円/月 最長2年間

【県】 半農半X支援事業（定住定着助成）（県、市町村）

- ・半農半X実践者（UIターン者）の定住・就業開始後の助成
- ・就業時原則65歳未満
- ・12万円/月（夫婦で共同経営を行う場合18万円/月） 最長1年間

【県】 半農半X開始支援事業＜ハード事業＞ [補助率] 1/3

- ・半農半X実践者が営農を開始するための施設整備支援

〔 経営確立支援 〕

【県・市町村・JA】新規就業サポートチーム

- ・新規就業者ごとに、経営・技術、営農資金、農地等の課題の相談に対応可能なサポートチームを設置
- ・新規就業者カルテを活用し新規就業者をサポート

【県】 農業経営者養成事業

- ・経営者として習得すべきマネジメント能力や最新の農業知識の習得のため、農林大学校で農林大生、県内農業者向けの特別集中講義を実施

雇用就業

【国】 雇用就業資金

- ・49歳以下の就業希望者を新たに雇用する農業法人等へ交付
- ・研修生1人あたり60万円/年 最長4年間

【県】 集落営農雇用支援事業（雇用就業時50歳以上65歳未満）

- ・集落営農法人に対して新規に正規雇用する者への研修を助成
- ・研修生1人あたり60万円/年 最長2年間